

希少野生動植物種保存基本方針への意見

公益財団法人日本自然保護協会

保護室室長 辻村千尋

日本自然保護協会は本年 3 月に、種の保存法改正に向けた意見書をWWF ジャパン、日本野鳥の会、トラフィック、イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク、野生生物保全論研究会の 6 団体共同で提出した。実際の法改正では付帯決議も含め、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する専門家による常設の科学委員会の法定や、希少野生動植物種等の指定に関して、国民による提案制度の法定など、これまでの NGO の主張が実現したこともあり、評価するものである。

基本方針では前進した法改正の内容がより具体化しやすいものとなるよう、かつ、絶滅の危機に瀕している多くの動植物種のおかれた現状が改善するべく方針を定めることが重要と考える。そこで以下、意見を述べる。

①提案制度について

国会の議論では、種指定の提案だけではなく、あわせて保護管理計画や生息地等保護区の提案を受けるとの環境省回答があった。基本方針に種指定だけではなく提案を受けるとの記載を書き込むべきである。その際、指定管理者制度など他法令の制度との関連も記載するのが良いと考える。

②科学委員会について

透明性の担保が重要。メンバーの選定や議論の過程など国民に開かれた会議であることが重要であるため、基本方針には会議の透明性の確保についての記載をするべきである。

③自治体と国の役割分担について

自治体によっては国の指定する種については対象外とする条例を制定しているところもあり、国の指定が進むとかえって地域個体群の種の保全が回らなくなりという事態も生じてしまう現状がある。このことに関する憂慮事項について基本方針に書き込み、国と自治体双方の取り組みが有意義に連携できるような体制を目指すべきである。

④動植物園の認定制度について

これまで動植物園は自主的に絶滅危惧種の保全に重要な役割を果たしてきた。そこに認定制度創設は、重要であると考え。一方で、全国統一の基準とした場合、特定の種に特化した技術をもつような園が認定から漏れることや、特定の種に特化せず、技術も持たないところが認定されるというような事態は避けなければいけない。将来的には業法を制定することが必要と考えるが、基準の示し方について慎重な議論が必要と考える。

⑤海棲生物の保全について

基本方針の中身ではないが、海棲生物のレッドリストについてはレッドリストの科学性を損なうことが危惧される。レッドリストに掲載されなければ種の保存法の指定種にも、掲

載されず、海域の生息地等保護区の指定はできない。レッドリストを環境省が一括して作成し、指定をすすめることが急務であるとする。

⑥第2種の生息地等保護区推進のために

里地里山の保全を進めるにあたり、特定第2種生息地等保護区を指定することの土地所有者へのメリットを具体的に記載する必要がある。土地所有者の理解がなければ指定が進まない現状を鑑み、税制優遇やその他の処置を国として進めていくことを基本方針で明記する必要がある。

最後に、種の保存法に基づく様々な施策は、日本における絶滅危惧種を無くすために重要な施策であることを関係者が共有して一日も早く、絶滅の危機から一つでも多くの種を脱すること、将来的には絶滅危惧種をなくすことを目指していくのが重要と考える、そのためには我々NGOも努力をおしまないということを表明して意見を終わりとす。

以上